

別紙3 一括許可表

複数ルートを記載する場合は、運行開始の最も早い時間と運行終了の最も遅い時間を記載してください。		許可	訪問診療・訪問看護・訪問介護において緊急対応に従事する可能性がある場合は疎明書類を用意の上チェックしてください。	
用務番号	用務先住所・用務先名	用務先前路上以外の予定駐車場所の住所	反復する用務日(曜日での記載可)	駐車時間
1	東京都港区三田〇丁目 ○番〇号 〇〇〇〇 方	用務先前路上に駐車する場合は、この欄に用務先のみを記載してください。	月・水	40 分間
2	東京都港区赤坂〇丁目 ○番〇号 〇〇〇〇 方	(先路上)	月・水	1回の駐車時間を記載してください。
3	東京都港区青山〇丁目 ○番〇号 〇〇〇〇 方	道路幅が狭い等の理由で、用務先前路上に駐車できない場合は、この欄に予定駐車場所を記載してください。この場合左の欄の記載を省略しないでください。	水・金	70 分間
4	東京都港区青山〇丁目 ○番〇号 〇〇〇〇 方	(先路上)	月・金	30 分間
5	東京都港区青山〇丁目 ○番〇号 〇〇〇〇 方	東京都港区青山〇丁目 ^{先路上} ○番〇号 〇〇〇〇ビル前	金	80 分間
6	東京都港区六本木〇丁目 ○番〇号 〇〇〇〇 方	(先路上)	火・木	40 分間
月曜日ルート 用務番号 1-2-4 火曜日ルート 用務番号 6 水曜日ルート 用務番号 1-2-3 木曜日ルート 用務番号 6 金曜日ルート 用務番号 3-4-5		このパターンの場合、月水金ルートと火木ルートと一緒に記載しないでください。		
金曜日ルートの用務番号5は、他の曜日ルートと一つも重なっていません。一見して、金曜日ルートは他の曜日ルートとの関連性がないように見えますが、用務番号3は水曜日ルートと、用務番号4は月曜日ルートと重なっていますので金曜日ルートは月水ルートのグループに入ることになります。		火木ルートは月水金ルートと重なる用務番号が全くありません。この場合、月水金ルートと火木ルートの一括許可表をそれぞれ別に作成してください。		

注・※印の欄は、警察職員が記載します。・時間記載は24時制としてください。

- 運行開始後に日を跨ぐ場合、「反復する用務日」欄に翌日を記載しないでください。
- 空欄には斜線を引いてください。

この書類は駐車許可証と一体をなすものである。

年 月 日 警視庁 警察署長